

令和元年度

上越市財政の健全性に関する
比率の審査意見書

上越市監査委員

上監委第 119 号
令和 2 年 8 月 21 日

上越市長 村山秀幸様

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 大島洋一

令和元年度上越市財政の健全性に関する 比率の審査結果について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和元年度上越市財政の健全性に関する比率の審査意見

第1 審査の対象（財政指標）

令和元年度	実質赤字比率
同	連結実質赤字比率
同	実質公債費比率
同	将来負担比率
同	資金不足比率

第2 審査の期間

令和2年8月3日から令和2年8月21日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された財政指標が法令等に照らし算出過程が正確か、法令等に基づき適切な算定要素が財政指標の計算に用いられているか、かつ、算定の基礎となった書類等が適正に作成されているかを審査した。

また、この審査は、提出された算定様式を基に、決算書類並びに付属資料との照合、関係職員からの事情聴取等により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された財政指標は、法令に準拠して作成され、正確に表示されていた。また、算定の基礎となった書類等が適正に作成されていることが認められた。

なお、審査の概要は、次のとおりである。

1 総 括

(1) 健全化判断比率・資金不足比率の対象会計

一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の特別会計				
診療所特別会計						
介護保険特別会計						
後期高齢者医療特別会計						
公営企業会計		地方公営企業法適用企業	ガス事業会計			
			水道事業会計			
			工業用水道事業会計			
			病院事業会計			
		地方公営企業法非適用企業	下水道事業特別会計			
			農業集落排水事業特別会計			
			地球環境特別会計			
			浄化槽整備推進事業特別会計			
広域連合・一部事務組合		上越広域伝染病院組合				
	上越地域消防事務組合					
	新潟県市町村総合事務組合					
	新潟県後期高齢者医療広域連合					
第三セクター等 (損失補償対象団体)	リフレ上越山里振興株式会社					
	新潟県信用保証協会					

(2) 健全化判断比率

健全化判断比率の各比率は、いずれも早期健全化基準及び財政再生基準を下回った。

(単位：%)

	29年度	30年度	元年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	12.3	12.0	11.8	25.0	35.0
将来負担比率	91.1	85.2	91.5	350.0	

※「—」表記は実質赤字額及び連結実質赤字額がない(=黒字である)ため、記載すべき比率がないことを表している。

(3) 資金不足比率

各会計とも資金不足額が発生していないため、資金不足比率は生じていない。

	会計の名称	29年度	30年度	元年度	経営健全化 基 準
地方公営企業法適用企業	ガス事業会計	—	—	—	20.0%
	水道事業会計	—	—	—	
	工業用水道事業会計	—	—	—	
	病院事業会計	—	—	—	
地方公営企業法非適用企業	索道事業特別会計	—	—		
	下水道事業特別会計	—	—	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—	
	地球環境特別会計	—	—	—	
	浄化槽整備推進事業特別会計	—	—	—	

※「—」表記は資金不足額がないため、記載すべき比率がないことを表している。

2 各指標の状況

(1) 実質赤字比率

市の財政の主要な部分である一般会計及び一部の特別会計（以下「一般会計等」という。）における実質赤字額の標準財政規模に対する比率を表すものである。当市では、一般会計が対象となる。

○ 算式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※標準財政規模：地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額をいう。なお、臨時財政対策債発行可能額を含む。

○ 一般会計等の実質収支（実質赤字）額の状況

実質収支とは、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を引いた額であり、これがマイナスの場合、実質赤字となる。

一般会計等の元年度の実質収支は、次のとおりである。

（単位：千円）

会 計 名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額 (3)=(1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4)	実質収支額 (3)-(4)
一般会計	103,420,793	99,014,738	4,406,055	594,720	3,811,335

○実質赤字比率

一般会計等における実質収支額は3,811,335千円の黒字となっており、実質赤字は生じていない。よって、元年度の実質赤字比率も生じていない。

なお、実質赤字比率の推移は、次のとおりである。

（単位：千円・％）

区 分		29 年 度	30 年 度	元 年 度
実 質 収 支 額	一般会計	3,202,145	3,008,588	3,811,335
	新幹線新駅地区土地 区画整理事業特別会計	72,957	62,652	
	合 計	3,275,102	3,071,240	3,811,335
標準財政規模		56,426,754	56,353,296	55,972,957
実質赤字比率 (％)		—	—	—
早期健全化基準 (％)			11.25	
財政再生基準 (％)			20.00	

(2) 連結実質赤字比率

一般会計、特別会計及び公営企業会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率を表すものである。企業会計等の経営状況が一般会計等に与える影響を加味し、市全体の収支の状況を把握するための指標である。

○ 算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

なお、連結実質赤字額とは、以下の①+②の額が③+④の額を超える場合、当該金額を超える額を指す。

①	一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
②	公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金不足額の合計額
③	一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
④	公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

①、②実質赤字額及び資金不足額を生じた会計はない。

③ 一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計の実質収支（実質黒字）額の状況

（単位：千円）

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	歳入歳出差引額 (3)=(1)-(2)	翌年度に繰り 越すべき財源(4)	実質収支額 (3)-(4)
一般会計	103,420,793	99,014,738	4,406,055	594,720	3,811,335
小計	103,420,793	99,014,738	4,406,055	594,720	3,811,335
国民健康保険特別会計	18,173,427	17,990,194	183,233	0	183,233
診療所特別会計	440,002	440,002	0	0	0
介護保険特別会計	23,335,550	23,245,151	90,399	0	90,399
後期高齢者医療特別会計	2,037,342	2,035,422	1,920	0	1,920
小計	43,986,321	43,710,769	275,552	0	275,552
合計	147,407,114	142,725,507	4,681,607	594,720	4,086,887

一般会計等及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計で実質赤字額を生じた会計はなく、実質黒字額の合計は4,086,887千円であった。

④ 公営企業会計の資金不足額又は剰余額の状況

■ 地方公営企業法適用企業

(単位:千円)

	会 計 名	流動 負債等 (※1) (A)	算入 地方債 (B)	流動 資産等 (※2) (C)	解 消 可 能 資金不足額 (D)	資金不足額又は 剰余額 (※3) (A)+(B)-(C)-(D)
(宅 地 造 成 事 業 以 外)	ガス事業会計	295,203	0	3,219,614	0	△ 2,924,411
	水道事業会計	501,934	0	11,141,034	0	△ 10,639,100
	工業用水道事業会計	7,410	0	107,768	0	△ 100,358
	病院事業会計	206,659	0	1,644,453	0	△ 1,437,794

(小計) △ 15,101,663

■ 地方公営企業法非適用企業

(単位:千円)

	会 計 名	歳出額 (A)	算入 地方債 (B)	歳入額等 (※4) (C)	解 消 可 能 資金不足額 (D)	資金不足額又は 剰余額 (※3) (A)+(B)-(C)-(D)
(宅 地 造 成 事 業 以 外)	下水道事業特別 会計	12,255,201	0	12,285,995	0	△ 30,794
	農業集落排水事業 特別会計	2,718,019	0	2,733,167	0	△ 15,148
	地球環境特別会計	14,384	0	14,384	0	0
	浄化槽整備推進 事業特別会計	4,594	0	11,003	0	△ 6,409

(小計) △ 52,351

(合計) △ 15,154,014

(※1) 流動負債等＝流動負債の額－控除企業債等－控除未払金等－控除額－控除引当金等－PFI建設事業費等

(※2) 流動資産等＝流動資産の額－控除財源－控除額

(※3) 資金剰余額が生じている場合は負の値で表示される。

(※4) 歳入額等＝歳入額－継続費通次繰越額－繰越明許費繰越額－事故繰越繰越額－事業繰越額－支払繰延額
＋未収入特定財源

全ての公営企業会計において資金不足額はなく、資金剰余額の合計は 15,154,014 千円であつた。

○連結実質赤字比率

元年度は、いずれの会計においても実質赤字額及び資金不足額は生じていない。よって、次のとおり算式に基づく連結実質赤字比率も生じていない。

①一般会計等及び公営企業 (地方公営企業法適用企業・ 非適用企業)以外の特別会計 のうち、実質赤字を生じた会 計の実質赤字の合計額	②公営企業の特別会計のう ち、資金の不足額を生じた会 計の資金不足額の合計額	③一般会計等及び公営企業 (地方公営企業法適用企業・ 非適用企業)以外の特別会計 のうち、実質黒字を生じた会 計の実質黒字の合計額	④公営企業の特別会計のう ち、資金の剰余額を生じた会 計の資金の剰余額の合計額
- 円 (実質赤字を生じた会計なし)	- 円 (資金不足を生じた会計なし)	4,086,887 千円	15,154,014 千円

なお、連結実質赤字比率の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

会 計 名	実質収支額及び資金不足額・剰余額		
	29 年 度	30 年 度	元 年 度
一般会計	3,202,145	3,008,588	3,811,335
新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計	72,957	62,652	
国民健康保険特別会計	590,599	295,732	183,233
診療所特別会計	0	0	0
介護保険特別会計	71,200	194,791	90,399
後期高齢者医療特別会計	1,722	6,304	1,920
ガス事業会計	2,664,347	2,754,523	2,924,411
水道事業会計	9,216,308	9,979,437	10,639,100
工業用水道事業会計	94,007	99,073	100,358
病院事業会計	1,476,166	1,502,447	1,437,794
索道事業特別会計	0	0	
下水道事業特別会計	17	0	30,794
農業集落排水事業特別会計	0	0	15,148
地球環境特別会計	0	0	0
浄化槽整備推進事業特別会計	0	0	6,409
合 計	17,389,468	17,903,547	19,240,901
標準財政規模	56,426,754	56,353,296	55,972,957
連結実質赤字比率 (%)	—	—	—
早期健全化基準 (%)		16.25	
財政再生基準 (%)		30.00	

(3) 実質公債費比率

地方税や普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債の元利償還金に対する繰出金などの公債費に準ずるものに充てられたものの標準財政規模を基本とした額に対する比率の3か年平均値である。公債費等は市の財政圧迫要因のひとつであり、こうした観点から資金繰りの程度を示すものである。

○ 算式

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{①元利償還金} + \text{②準元利償還金}) - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

① 元利償還金

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度	元年度
一般会計等に係る公債費 (A)	13,887,619	13,371,034	12,747,829
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 (B)	2,372,941	1,647,746	1,073,649
満期一括償還地方債の元金に係る分 (C)	0	0	0
地方債の利子支払金のうち、減債基金の運用利子その他の収入金を財源として支払を行ったもの (D)	0	0	0
合 計 (A)-(B)-(C)-(D)	11,514,678	11,723,288	11,674,180

② 準元利償還金

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度	元年度
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)	0	0	0
公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金	4,190,768	4,263,895	4,510,089
診療所特別会計	2,329	2,162	2,649
ガス事業会計	0	0	0
水道事業会計	255,312	246,824	233,760
病院事業会計	103,519	104,766	105,290
下水道事業特別会計	2,727,880	2,799,785	3,051,385
農業集落排水事業特別会計	1,094,655	1,106,295	1,112,792
地球環境特別会計	3,215	0	0
浄化槽整備推進事業特別会計	3,858	4,063	4,213
一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	125,103	136,773	164,950
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	284,872	283,767	240,745
一時借入金の利子 (基金の繰替運用等に係るものを除く)	1,107	230	183
合 計	4,601,850	4,684,665	4,915,967

③ 特定財源

(単位：千円)

区 分	29 年度	30 年度	元年度
国や県からの利子補給	0	0	0
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	56,156	49,343	50,334
公営住宅使用料	123,298	106,236	97,497
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	925,665	931,569	983,327
その他	17,453	17,360	9,814
合 計	1,122,572	1,104,508	1,140,972

④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円)

区 分	29 年度	30 年度	元年度
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	3,067,908	3,140,226	3,176,234
災害復旧費等に係る基準財政需要額	6,129,940	6,397,093	6,534,059
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	285,494	280,896	277,778
合 計	9,483,342	9,818,215	9,988,071

○実質公債費比率

上記の数値から、各年度の実質公債費比率（単年）を算定すると、次のとおりとなる。

(単位：千円)

(29 年度)	<table border="1"> <tr> <td>元利償還金</td> <td>準元利償還金</td> <td>特定財源</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>11,514,678</td> <td>4,601,850</td> <td>1,122,572</td> <td>9,483,342</td> </tr> </table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,514,678	4,601,850	1,122,572	9,483,342	=	11.73884%
元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								
11,514,678	4,601,850	1,122,572	9,483,342								
	<table border="1"> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>56,426,754</td> <td>9,483,342</td> </tr> </table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	56,426,754	9,483,342						
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額										
56,426,754	9,483,342										
(30 年度)	<table border="1"> <tr> <td>元利償還金</td> <td>準元利償還金</td> <td>特定財源</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>11,723,288</td> <td>4,684,665</td> <td>1,104,508</td> <td>9,818,215</td> </tr> </table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,723,288	4,684,665	1,104,508	9,818,215	=	11.78730%
元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								
11,723,288	4,684,665	1,104,508	9,818,215								
	<table border="1"> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>56,353,296</td> <td>9,818,215</td> </tr> </table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	56,353,296	9,818,215						
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額										
56,353,296	9,818,215										
(元年度)	<table border="1"> <tr> <td>元利償還金</td> <td>準元利償還金</td> <td>特定財源</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>11,674,180</td> <td>4,915,967</td> <td>1,140,972</td> <td>9,988,071</td> </tr> </table>	元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	11,674,180	4,915,967	1,140,972	9,988,071	=	11.87587%
元利償還金	準元利償還金	特定財源	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額								
11,674,180	4,915,967	1,140,972	9,988,071								
	<table border="1"> <tr> <td>標準財政規模</td> <td>元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</td> </tr> <tr> <td>55,972,957</td> <td>9,988,071</td> </tr> </table>	標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	55,972,957	9,988,071						
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額										
55,972,957	9,988,071										

これを3か年の平均でみた場合の実質公債費比率は次のとおりとなる。

(単位：%)

区 分	29年度	30年度	元年度	3か年平均
実質公債費比率	11.73884	11.78730	11.87587	11.8

元年度の実質公債費比率（3か年平均）は11.8%であり、前年度に比べ0.2ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

なお、3か年平均の29年度からの推移は、次のとおりである。

(単位：%)

	実質公債費比率 (単年度)	実質公債費比率 (3か年平均)			早期健全化 基 準	財政再生 基 準
		29年度	30年度	元年度		
27年度	12.56967	12.3			25.0	35.0
28年度	12.71383					
29年度	11.73884		12.0			
30年度	11.78730		11.8			
元年度	11.87587					

(4) 将来負担比率

一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率を表すものである。市の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化し、将来における財政圧迫の可能性を示すものである。

比率の算定においては、地方債の現在高や退職手当負担見込額のほか、第三セクター等に対する負担見込額等も対象となる。

○ 算式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - \text{②充当可能基金額} + \text{③特定財源見込額} + \text{④地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - \text{⑤元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

① 将来負担額

将来負担額は、次のアからクまでの合計額により算出される。

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度 (A)	元年度 (B)	30年度と元年度の増減 (B)-(A)
ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高	129,646,768	128,753,719	129,975,097	1,221,378
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	1,063,092	807,780	745,153	△ 62,627
ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額	68,210,815	66,154,759	66,634,468	479,709
エ 組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額	755,924	794,998	864,370	69,372
オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額	12,734,002	11,768,820	11,717,759	△ 51,061
カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額	65,025	56,990	15,826	△ 41,164
キ 連結実質赤字額	0	0	0	0
ク 組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等の負担見込額	0	0	0	0
合 計	212,475,626	208,337,066	209,952,673	1,615,607

アからカまでの内訳は次のとおりである。

ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度 (A)	元年度 (B)	30年度と元年度の増減 (B)-(A)
一般会計	129,646,768	128,753,719	129,975,097	1,221,378
新幹線新駅地区土地区画整理事業特別会計	0	0	/	-
合 計	129,646,768	128,753,719	129,975,097	1,221,378

イ 債務負担行為に基づく支出予定額

(単位：千円)

区 分	期間	元年度末 限度額	29年度末	30年度末 (A)	元年度末 (B)	30年度と 元年度の増減 (B)-(A)
厚生連上越総合病院の機能強化及び建設費借入金の利子補給補助金	H18-R7	2,000,000	584,267	511,234	579,800	68,566
PFI法に基づく市民プラザの整備等に関する費用(施設整備+利息分)	H13-R2	2,808,121	257,726	171,817	93,632	△ 78,185
老人保健施設(和久楽)建設資金元利償還金	H14-R3	365,868	70,882	53,494	36,586	△ 16,908
デイサービスセンター大潟及びグループホーム大潟建設資金元利償還金	H17-R6	108,788	27,475	23,550	20,460	△ 3,090
在宅複合施設及びケアハウス建設資金元利償還金(いなほ園)	H17-R2	164,589	26,964	17,976	9,141	△ 8,835
その他 ※()内は件数	—	—	95,778 (7)	29,709 (3)	5,534 (2)	△ 24,175
合 計			1,063,092	807,780	745,153	△ 62,627

ウ 一般会計等以外の特別会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度 (A)	元年度 (B)	30年度と元年度の増減 (B)-(A)
国民健康保険特別会計	0	0	0	0
診療所特別会計	12,426	13,531	12,983	△ 548
介護保険特別会計	0	0	0	0
後期高齢者医療特別会計	0	0	0	0
ガス事業会計	0	0	0	0
水道事業会計	1,999,411	1,735,188	1,546,812	△ 188,376
工業用水道事業会計	0	0	0	0
病院事業会計	974,718	872,740	788,010	△ 84,730
索道事業特別会計	0	0		-
下水道事業特別会計	49,534,555	48,708,181	50,117,630	1,409,449
農業集落排水事業特別会計	15,618,372	14,756,487	14,103,308	△ 653,179
地球環境特別会計	0	0	0	0
浄化槽整備推進事業特別会計	71,333	68,632	65,725	△ 2,907
合 計	68,210,815	66,154,759	66,634,468	479,709

エ 組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度 (A)	元年度 (B)	30年度と元年度の増減 (B)-(A)
上越地域消防事務組合	755,924	794,998	864,370	69,372
合 計	755,924	794,998	864,370	69,372

オ 退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額

区 分	29年度	30年度 (A)	元年度 (B)	30年度と元年度の増減 (B)-(A)	
将来負担額(千円)	12,734,002	11,768,820	11,717,759	△ 51,061	
参 考	一般職・一般会計等対象職員数(人)※	2,101	2,080	2,048	△ 32
	特別職・一般会計等対象職員数(人)	4	4	2	△ 2
	一般職・公営事業に係る会計対象職員数(人)※	123	122	118	△ 4
	特別職・公営事業に係る会計対象職員数(人)	1	1	1	0
	職員数計(人)	2,229	2,207	2,169	△ 38

カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等の負担見込額

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度 (A)	元年度 (B)	30年度と元年度の増減 (B)-(A)
第三セクター等	65,025	56,990	15,826	△ 41,164
合 計	65,025	56,990	15,826	△ 41,164

② 充当可能基金額

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度 (A)	元年度 (B)	30年度と元年度の増減 (B)-(A)
財政調整基金	10,701,770	10,420,043	10,055,760	△ 364,283
まちづくり基金	2,276,850	2,276,850	2,276,850	0
国民健康保険財政調整基金	584,910	983,867	937,488	△ 46,379
介護保険財政調整基金	796,693	656,416	572,495	△ 83,921
社会福祉施設整備基金	420,140	429,176	444,581	15,405
その他	662,831	631,098	875,413	244,315
※()内は基金の数	(11)	(10)	(10)	
合 計	15,443,194	15,397,450	15,162,587	△ 234,863

③ 特定財源見込額

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度 (A)	元年度 (B)	30年度と元年度の増減 (B)-(A)
国庫支出金等	0	0	0	0
地方債を財源とする貸付金の償還金	72,004	61,682	25,348	△ 36,334
公営住宅の賃貸料等	714,624	581,609	495,892	△ 85,717
都市計画税収	15,817,104	15,069,017	14,307,650	△ 761,367
その他	1,316,222	1,123,189	1,039,899	△ 83,290
合 計	17,919,954	16,835,497	15,868,789	△ 966,708

④ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

(単位：千円)

区 分	29年度	30年度 (A)	元年度 (B)	30年度と元年度の増減 (B)-(A)
1 消防費	412,230	377,243	342,447	△ 34,796
2 道路橋りょう費	433,261	258,089	131,178	△ 126,911
3 (1) 港湾費(港湾)	0	0	0	0
(2) 港湾費(漁港)	48,494	44,373	40,235	△ 4,138
4 都市計画費	0	0	0	0
5 公園費	26,600	19,779	13,770	△ 6,009
6 下水道費	48,007,707	47,257,822	46,150,775	△ 1,107,047
7 その他の土木費	506,005	479,833	445,648	△ 34,185
8 小学校費	956,350	877,142	836,702	△ 40,440
9 中学校費	581,925	516,052	483,175	△ 32,877
10 高等学校費	0	0	0	0
11 社会福祉費	50,165	40,180	30,075	△ 10,105
12 保健衛生費	2,504,861	2,276,855	2,053,491	△ 223,364
13 高齢者保健福祉費	0	0	0	0
14 清掃費	37,695	33,765	29,798	△ 3,967
15 農業行政費	26,915	17,131	20,776	3,645
16 林野水産行政費	33,971	20,147	9,858	△ 10,289
17 (1) 地域振興費(人口)	290,445	342,360	447,967	105,607
(2) 地域振興費(面積)	15,370	11,389	7,336	△ 4,033
18 公債費	82,396,245	83,865,396	85,794,503	1,929,107
合 計	136,328,239	136,437,556	136,837,734	400,178

⑤ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(単位：千円)

区 分	29 年度	30 年度	元年度
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	3,067,908	3,140,226	3,176,234
災害復旧費等に係る基準財政需要額	6,129,940	6,397,093	6,534,059
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金	285,494	280,896	277,778
合 計	9,483,342	9,818,215	9,988,071

○将来負担比率

前述の数値から将来負担比率を算定すると、次のとおりとなる。

(単位：千円)

将来負担額	-(充当可能基金額	+ 特定財源見込額	+ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)	=	91.5%	
209,952,673	15,162,587	15,868,789	136,837,734				
標準財政規模	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額						
55,972,957	9,988,071						

元年度の将来負担比率は91.5%であり、前年度と比べ6.3ポイント悪化したが、早期健全化基準である350.0%以下である。

将来負担比率及び将来負担額の推移は、次のとおりである。

(単位：千円・%)

	将来負担額 (A)	充当可能財源等 (B)	標準財政規模 (C)	算入公債費等 (D)	将来負担比率 (A-B) / (C-D)	早期健全化 基 準
29 年度	212,475,626	169,691,387	56,426,754	9,483,342	91.1	350.0
30 年度	208,337,066	168,670,503	56,353,296	9,818,215	85.2	
元年度	209,952,673	167,869,110	55,972,957	9,988,071	91.5	

(5) 資金不足比率

公営企業に係る特別会計ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率を表すものである。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の程度を示すものである。

○ 算式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足額及び事業の規模の算出方法は以下のとおりであり、地方公営企業法適用企業と非適用企業で算出方法が異なる。

① 資金不足額

区 分	算 式
地方公営企業法適用企業	(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産) - 解消可能資金不足額
地方公営企業法非適用企業	歳出額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - (歳入額+翌年度に繰り越すべき財源) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。資金不足額がないときは0円となる。

② 事業の規模

区 分	算 式
地方公営企業法適用企業	営業収益の額-受託工事収益の額
地方公営企業法非適用企業	営業収益に相当する収入の額-受託工事収益に相当する額

○ 資金不足比率

各会計の資金不足比率は以下のとおりである（資金不足額・剰余額の算出については6ページ参照）。元年度の公営企業会計すべてにおいて、資金不足額は生じていないことから、資金不足比率は生じていない。

(単位：千円・%)

会 計 名		資金不足額 (A)	事業の規模 (B)	資金不足比率 (B)/(A)	経営健全化 基 準
適 用 企 業 法	ガス事業会計	—	5,505,597	—	20.0%
	水道事業会計	—	4,781,151	—	
	工業用水道事業会計	—	15,562	—	
	病院事業会計	—	2,335,448	—	
非 適 用 企 業 法	下水道事業特別会計	—	2,554,795	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	519,930	—	
	地球環境特別会計	—	9,050	—	
	浄化槽整備推進事業特別会計	—	5,562	—	

※「資金不足額(A)」欄において、資金不足額が生じていない場合は「—」と表示し、この場合資金不足比率は算定されない。

参考 平成 30 年度 類似団体（施行時特例市 R2. 4. 1 現在）の状況

(単位：%)

都市名	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	資金不足比率
上越市	—	—	12.0	85.2	—
つくば市	—	—	6.3	58.2	—
伊勢崎市	—	—	5.0	39.7	—
太田市	—	—	5.6	35.2	—
熊谷市	—	—	1.0	—	—
所沢市	—	—	2.4	—	—
春日部市	—	—	3.9	17.3	—
草加市	—	—	4.2	6.1	—
平塚市	—	—	2.0	23.2	—
小田原市	—	—	3.0	—	—
茅ヶ崎市	—	—	0.5	48.9	—
厚木市	—	—	2.4	35.8	病院事業会計 2.3
大和市	—	—	0.6	29.6	—
長岡市	—	—	5.8	68.1	—
松本市	—	—	4.5	—	—
沼津市	—	—	4.7	29.7	病院事業会計 0.6
富士市	—	—	3.1	51.0	—
一宮市	—	—	3.4	46.1	—
春日井市	—	—	4.2	33.2	—
四日市市	—	—	6.2	—	—
岸和田市	—	—	9.9	38.2	病院事業会計 1.1
茨木市	—	—	△ 3.5	—	—
加古川市	—	—	2.9	—	—
宝塚市	—	—	3.7	22.1	病院事業会計 12.0
佐賀市	—	—	2.6	—	—

※総務省資料に基づき作成